

令和3年度 第2回東海村国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日時 令和3年11月25日(木) 午後1時30分から2時30分まで
- 2 場所 東海村役場 議会棟203委員会室
- 3 出席者 公益代表：河野健一 会長，関誠一 委員(会長代理)
保険医代表：尾形孝 委員，佐川武義 委員
被保険者代表：井坂愛子 委員
計5名出席 ※福地さか江 委員欠席
(事務局)
福祉部：関田秀茂 部長，住民課：伊藤広顕 課長，齋藤規子課長補佐，堆瑞穂 係長

4 議題

- ・東海村国民健康保険税の賦課方式変更及び税率改正について

5 会議の概要

(1) 開会(課長進行により開会)

(2) 部長あいさつ要旨

- ・8月に第1回運営協議会を予定していたが，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い茨城県に緊急事態宣言が発令され，書面で審査いただいた。本日が今年度初顔合わせとなる。
- ・今回，委員の変更があり，公益代表委員として東海村農業委員改選により宮本甚吉前委員に代わり関誠一委員，保険医代表として石川誠前委員に代わり佐川武義委員が就任された。
- ・新型コロナウイルスの新規感染者が全国的にも減少。理由としては，ワクチンの効果や人流の減少，感染対策の徹底等が挙げられている。本村においても，尾形クリニックをはじめ村内9医療機関の御協力のもと，個別接種方式によるワクチン接種を滞りなく進めることができている。この場を借りて改めて御礼申し上げるとともに，今後，追加接種として3回目を実施する予定もあるので，引き続き御協力のほど，よろしくお願ひしたい。
- ・国民健康保険制度については，新たな局面を迎えており，茨城県では，国が求める保険料水準の統一に向けた議論の第一歩として，令和4年度から賦課方式を所得割，均等割の2方式に統一する方向で，現在，各市町村で検討が進められている。本村においても，3方式から2方式とする方向で検討を重ねており，それに伴い保険税率についても改正を行う予定。
- ・本日は，国民健康保険税の賦課方式の変更及び税率改正についての概要，先日県から示された納付金の仮算定結果を基に試算した結果等について説明する。保険税率については，被保険者の皆様に大きな影響があることから，1月に県から改めて示される納付金の本算定結果を受け，再度試算を行い，年明け早々に皆様に御審議をお願ひしたい。

(3) 会長代理の選出(公益代表 関委員に決定)

(4) 会長あいさつ要旨

- ・議会代表として令和2年2月から国保運営協議会に参加している。前回は書面審査ということもあり，まだ経験は多くはないが，皆様と一緒に勉強しながらやっていきたい。
- ・本日は，国民健康保険税の賦課方式と税率改正について，今回は，あくまで仮算定の結果ではあるが，執行部から説明があるので，皆様から率直な意見をいただいて情報共有しながら進めていきたい。

(5) 議事録署名人の選任

- ・東海村国民健康保険規則第7条により，尾形委員と井坂委員を議事録署名人に選任。

(6) 議長を選出

- ・東海村国民健康保険規則第4条第4項により，河野会長を議長に選出。

(7) 議事（河野議長により議事進行）

国民健康保険税の賦課方式変更及び税率改正について

・下記について、別紙資料に基づき事務局より説明。

- ①国民健康保険税の概要（保険税の仕組み、東海村の現状、茨城県の賦課方式 2 方式統一等）
- ②改正税率の試算結果（県による仮算定結果が見直し中であるため数値は今後更新）

〔質疑応答〕 ※「・」委員，「→」事務局

・ 2 方式にすると少人数世帯が安く，多人数世帯が高くなるとの説明だが，少人数世帯は何人で，多人数世帯は何人か？

→少人数と多人数の定義は決まっているものではないが，少人数世帯は 1～2 人，多人数世帯は 6，7 人と言えらると思う。税率にもよるが 4 人以上も高くなる世帯が多くなるので，多人数と言えらるかもしれない。

・ 基金の繰入額は決まっているか？

→現時点では試算段階であるため，5 千万～1 億円基金繰入の複数案で検討中。額は未決定。

・ 基金が 3 億円あるとのことなので，住民に一番有利な 1 億円繰入れてみてはどうか。

→基金繰入は 1 回だけではなく，毎年繰入れる予定。今後また今回のように大きな変化が生じたときに，基金がないと不安なところもあるので，バランスを見ながら検討していきたい。

・ 今はコロナで受診も減り，医療費も減っている状況。国保は黒字になっているはず。

→おっしゃるとおり黒字となっている。

・ 県の仮算定結果が過大とあったが，どの程度変わるか現時点で把握できているか？

→県の方で，現在見直しているところであり，数字はまだ不明。過大となった原因としては，来年度の被保険者数を多めに見積もっていたとのことなので，被保険者数が減れば全体の医療費も減り，納付金額も減る。これにより，税率も今回の試算結果から変わってくる。

・ 以前は，一般会計から国保会計に繰入っていた。繰入の現状は？

→赤字補填目的の法定外については今は繰入を行っていないが，繰入れることが決められている職員給与費等の法定内については繰入を行っている。

・ 黒字会計で，基金もある状況。基金をうまく使って，住民に安心してもらいたい。

→12 月上旬に示される予定の見直し結果をみて，基金の繰入額，税率を再度試算してほしい。

・ 次回の運営協議会では，他市町村の繰入状況等の動向がわかる資料があれば検討しやすい。

→県の取りまとめ結果があればご提示したいが，ない場合は，近隣市町村との横の連携でわかる範囲で情報を取りまとめたい。

※議事終了

(8) 閉 会（課長により閉会）

以上